

奈良県恩給等支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十号

奈良県恩給等支給規則等の一部を改正する規則

(奈良県恩給等支給規則の一部改正)

第一条 奈良県恩給等支給規則(昭和三十四年十一月奈良県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の八」に改める。

(火薬類取締法施行細則の一部改正)

第二条 火薬類取締法施行細則(昭和三十六年七月奈良県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の表二の項下欄イただし書中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の八」に改める。

(高圧ガス保安法施行細則の一部改正)

第三条 高圧ガス保安法施行細則(平成十三年三月奈良県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号ただし書中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の八」に改める。

第三条第二項第一号ただし書、第五条第二項第一号ただし書、第六条第二項第一号ただし書、第九条第二項第一号ただし書、第十一条第二項第一号ただし書及び第十四条第三項ただし書中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

(奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第四条 奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年三月奈良県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の八」に改める。

第十条の二第一項ただし書並びに第十一条第二項ただし書及び第三項ただし書中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

(奈良県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第五条 奈良県屋外広告物条例施行規則(昭和三十五年六月奈良県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第五号ただし書中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の八」に改める。

第八条の三第二項第一号イただし書中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第六条 宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年四月奈良県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号ただし書中「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項」に、「他の都道府県知事(同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。以下同じ。)」を「地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)」に、「係る本人確認情報」を「係る機構保存本人確認情報」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の九」に、「規定する本人確認情報」を「規定する機構保存本人確認情報」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「当該本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報(同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二号中「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項」に、「他の都道府県知事」を「機構」に、「係る本人確認情報」を「係る機構保存本人確認情報」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「当該本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。